

# 第 1 部

## 総 則

### 第 1 章 環境問題の動向

#### 第 1 節 最近の国際社会と国の動き

我が国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、環境・経済・社会の課題が、相互に連携・複雑化し、地域社会にも大きな影響を与えています。

さらに、高度な情報化の進展、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択等を受け、経済や社会の在り方も変わりつつあります。

国においては、平成30年4月に、我が国の今後約5年間の環境施策の方向性を定めた第5次環境基本計画を閣議決定しました。この計画で提示した「地域循環共生圏」は、地域資源を持続可能な形で最大限活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで、人口減少や少子高齢化の下でも環境・経済・社会の統合的向上を図りつつ、新たな成長につなげようとする概念です。計画では、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映されることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進めることにしています。また、SDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた取組を進めることとしています。

世界的には、脱炭素社会への移行やSDGsの取組と併せて、従来の財務情報だけではなく、環境・社会・企業統治といった要素も考慮したESG投資の拡大・普及が進んでいます。

近年、環境問題の性質は大きく変容し、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の危機であると同時に地域課題とも密接に関わる問題が生じています。これらの問題は一人一人が影響を受けるとともに、その原因者ともなっているため、数多くのステークホルダー（利害関係者）が関わり、各地域において取り組む必要があります。

#### 1 地球環境の保全

令和3（2021）年に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書第一作業部会報告書（自然科学的根拠）によると、最近40年間の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であり、2011～2020年の世界平均地上気温は、1850～1900年よりも1.09℃高かったとされています。

このような気温の上昇により、氷河や北極の海氷面積は減少し続けており、気候が変化して、生態系等にも既に影響が現れてきています。また、今後21世紀中に地球の平均気温が1.0～5.7℃、海面が28～101cm上昇すると予想されており、砂漠化の進行や氷原・氷床の減少などの直接的な影響のほか、食料生産、海岸の侵食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

平成27（2015）年12月に、フランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求することなどを目標とし、この目標を達成するための取組や仕組み等を規定した「パリ協定」が採択され、令和2（2020）年から本格的な運用が始まりました。

令和2（2020）年10月には、内閣総理大臣が国会の所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、

脱炭素社会の実現を目指す」とし、国において2050年の脱炭素社会を目指すことを宣言しました。

また、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められており、我が国における適応策の法的位置づけを明確にするために、平成30（2018）年に「気候変動適応法」が施行されました。同法に基づく「気候変動適応計画」により、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

## 2 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

私たちの暮らしは、呼吸に必要な酸素はもとより、食べ物、木材、繊維、医薬品など生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。また、地域固有の生物多様性とも深く関連した様々な知識や技術、豊かな感性や美意識が培われるなど、生物多様性は豊かな文化の根源でもあります。生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積等により世界の生物多様性は危機に瀕しており、その保全と回復を図ることが必要です。

また、日本の里地里山のような二次的な自然環境にも多様な生物が適応・依存しているため、原生的な自然環境の保護だけでなく、二次的な自然環境の保全も重要であることが理解されつつありますが、特に二次的な自然環境は、開発途上国では都市化、産業化、地域人口の急激な増加等により、日本を含む先進国等では一次産業の衰退や過疎化により危機に瀕しており、その保全のためには、人間と自然の健全な関係の維持・再構築を進めていくことが必要です。

平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。これを受け、国は、自然と共生することを通して恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指した「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。

また、平成22年10月、名古屋市において179の締約国等の参加のもと生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、遺伝資源の取得や利益配分のルールを定めた名古屋議定書や、生物多様性保全目標である愛知目標等が採択されるとともに、SATOYAMAイニシアティブを提唱しました。これは、我が国の自然観や社会システムに根づく自然共生の智慧と伝統を生かしつつ、現代の科学や技術を統合することにより二次的な自然環境を保全し、生物多様性の保全とその持続可能な利用を実現する自然共生社会を目指すという考え方です。

その後、平成24年9月に愛知目標と東日本大震災という2つの大きな出来事を背景として、国は、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示しました。

平成26年5月に、鳥獣保護法が一部改正され、法律の名称や目的に「管理」という文言が加わるなど、生態系や農林水産業に被害をもたらす鳥獣の個体数管理の位置づけを前面に打ち出した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布されました。

平成27年3月に、国は生物多様性条約及び愛知目標の達成に向け、外来種対策を実施する上での基本指針や外来種対策を推進するための行動計画「外来種被害防止行動計画」を策定しました。

希少野生動植物の保護対策については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策や、レッドリスト、レッドデータブックの改訂等が行われています。

令和4年12月に、生物多様性条約第15回締約国会議が開催され、令和12年（2030年）までの世界全体の生物多様性に関する目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。本枠組では、2050年までに「自然と共生する社会」を構築することを目指し、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことをミッションとして掲げ、その実現のために、2030年までに陸と海の30%を保護地域等により保全することを目指す「30by30目標」をはじめ、多くの数値目標を含む23の具体の目標が掲げられています。

また、令和5年3月には、これを踏まえ、生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、自然を回復軌道に乗せることを指す「ネイチャーポジティブ」の実現を目指した戦略、指標及び行動計画が定められました。

### 3 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月改正）」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。（平成30年6月、第四次循環基本計画公表）

さらに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が施行されましたが、平成30年6月には、同法制定以降も海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしているとして改正され、法律名も「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改められ、令和元年5月には、同法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が変更されました。

近年、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が、世界的に危機意識をもって捉えられています。プラスチック製品は利便性も高く、我々の暮らしを便利にした側面もあります。一方で、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下など、様々な問題を引き起こしているとされています。国は、第四次循環基本計画を踏まえ、令和元年5月に、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、同年5月には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を取りまとめ、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいくこととしています。

また、令和3年6月には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるべく、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、令和4年1月には、同法に基づく「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」が策定されています。

### 4 化学物質対策に関する取組

平成21年5月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」が改正され、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を確定した上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系が導入されました。

ダイオキシン類対策については、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準が設定されるとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水水についての排出基準が設定されました。

PCBについては、平成13年6月に「PCB特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、PCB廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト

問題に係る総合対策を示し、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令を改正しました。

また、健康被害者の迅速な救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。その後、指定疾病の追加（平成22年7月）や遺族弔慰金の請求期限の延長（平成23年8月）に係る法改正等により被害者等の救済措置の拡充が図られています。さらに、アスベスト飛散防止対策の強化を目的とした改正大気汚染防止法が令和2年6月に公布されました。

## 第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「県環境基本計画」（平成16年3月改定、平成23年3月改定、令和3年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月策定）において、地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民、事業者、行政が一体となった取組を進めるとともに、離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され、県民生活と産業活動、自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し、様々な施策・事業の推進に積極的に取り組みました。

さらに、「かごしま未来創造ビジョン」（平成30年3月策定）<sup>(注)</sup>において、「脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」を政策展開の基本方向の1つに掲げた上で、①地球環境を守る脱炭素社会づくり、②再生可能エネルギーを活用した地域づくり、③環境負荷が低減される循環型社会の形成、④自然と共生する地域社会づくりに向けて、おおむね10年後を見据え各般の施策に取り組んでいます。

(注) 「かごしま未来創造ビジョン」は令和4年3月に改訂

### 1 地球環境を守る脱炭素社会づくり

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から、県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

平成22年3月には、県民、事業者、行政等が一体となった地球温暖化対策の推進を図るため、「県地球温暖化対策推進条例」を制定し、平成30年3月には、本県で排出される温室効果ガスの削減対策と気候変動の影響への適応策を総合的・計画的に推進するため、「県地球温暖化対策実行計画」を改定し、平成30年12月に気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけを行いました。

また、平成31年3月には、県自らも地域における事業者・消費者として、事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、「県庁環境保全率先実行計画」を改定し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組むことにより、公共事業を含む全ての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

さらに、世界自然遺産の島屋久島は、ほぼ全ての電力が水力発電で賄われていることから、県では他の地域にないこの大きな特徴を生かし、CO<sub>2</sub>の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、モデル性や発信性の高い取組を行っています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、令和2（2020）年11月の第4回県議会定例会に

において、知事が「県民、事業者、行政が力を合わせて、一体となって地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す」旨を表明しました。

令和5（2023）年3月には、「県地球温暖化対策実行計画」及び「県庁環境保全率先実行計画」を改定し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標をそれぞれ引き上げるとともに、その達成に向けた対策や施策の充実などの見直しを行いました。

## 2 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

本県は、豊富な温泉や森林資源、広大な海域、長い海岸線などの自然条件をはじめ、畜産業などの農林水産業が盛んであり、多様で豊かな再生可能エネルギー資源が存在しています。現在、再生可能エネルギーの導入が進んでおり、今後も、この本県の恵まれた資源を生かした更なる導入が期待されます。

一方で、再生可能エネルギーの導入状況は、自然条件によって出力が大きく変動する太陽光及び風力の割合が高く、安定的な発電が可能な電源の導入が望まれているほか、不安定な発電の調整力の確保を図るため、蓄電池の性能向上や低コスト化などの技術革新が必要となっています。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電コストの低減や系統制約の克服、地域と共生可能な適地の確保及び適正な事業実施などの取組が必要となっています。

## 3 環境負荷が低減される循環型社会の形成

国では、廃棄物処理法の改正（平成12年）に伴い、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」を平成13年5月に策定（令和5年6月改正）しました。

県においても、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、これまでの「産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）に替わり、国の基本方針に即した一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」を平成14年3月に策定（令和3年3月改定）し、この計画に基づき、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図っています。

さらに、廃棄物処理法の改正（平成27年）や国の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、平成30年3月に「県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、令和4年11月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また、平成13年4月に完全施行された「家電リサイクル法」に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに、一般財団法人家電製品協会の「離島対策事業協力制度」を活用しながら離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。また、使用済小型家電のリサイクルについては、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」に基づくリサイクルが促進されるよう、市町村に対し制度への理解と参加を促進しています。

さらに、平成17年1月に完全施行された「自動車リサイクル法」に基づき、廃棄される自動車のリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普及啓発等を実施しています。

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成24年3月に「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しましたが、計画の期間が令和3年度で終了することから、令和4年3月に、国際社会の動向や国の法改正等を踏まえ、同計画を改定しました。

産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」については、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で、必要不可欠な施設であることから、公共関与による管理型処分場の整備に取り組み、平成20年9月に薩摩川内市川永野地区を整備地に決定し、平成23年度までに関係4自治会と基本協定、環境保全協定及び地域振興に関する確認書の締結を行うとともに、平成23

年7月以降、事業主体である公益財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事を進め、平成26年12月に竣工、平成27年1月に「エコパークかごしま」を開業しました。

#### 4 自然と共生する地域社会づくり

##### (1) 多様な自然環境の保全・再生

###### ア 自然環境の保全・活用

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。このため、県内の絶滅のおそれのある種の現状について生物学的観点から絶滅の危険度を評価し、その結果をまとめた鹿児島県レッドリストを平成26年3月に11年ぶりに改訂（維管束植物を除く。）するとともに、鹿児島県レッドデータブックを平成28年3月に改訂しました。また、「県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、これまで52種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域においては、「環境省奄美野生生物保護センター」が、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生物多様性鹿児島県戦略」を平成26年3月に策定しました。計画の最終年度に当たる令和5年度末には、生物多様性に関する世界目標や生物多様性国家戦略2023-2030、その他、自然環境・社会経済状況等の変化を踏まえた改定を行う予定です。

さらに、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来種対策については、平成27年度に県侵略的外来種番付表を作成するなど、県民への普及啓発に努めているほか、平成31年3月には、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定し、取扱いを規制する指定外来動植物を、これまで22種指定しています。

###### イ 大気環境等の保全

大気環境や生活環境の保全を図るため、PM2.5などの監視測定や、ばい煙発生施設等に係る排出規制などを行うとともに、騒音・振動、悪臭、有害化学物質等に係る対策を推進しています。

アスベスト対策については、平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、関係機関と連携してアスベストの飛散防止に努めています。また、健康被害者の救済については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、平成20年度には環境省等と連携し、救済対象者を掘り起こし、制度の周知を図るなど施策の円滑な実施に努めています。

###### ウ 水環境の保全

公共用水域や地下水の保全を図るため、水質の監視・規制などを行っています。また、閉鎖性水域である鹿児島湾及び池田湖については、総合的な水質保全対策を講じるために昭和54年5月に「鹿児島湾ブルー計画（鹿児島湾水質環境管理計画）」を、昭和58年3月に「池田湖水質環境管理計画」を策定し、その後も見直しなどを行いつつ各種水質保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

##### (2) 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進めるとともに、豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズムを促進しています。

また、世界自然遺産、国立公園など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組

を促進しています。

さらに、令和3年3月に改定した「県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を目指しています。

### (3) 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

奄美大島及び徳之島は、奄美群島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、アマミノクロウサギなどの国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であることから、令和3年7月に沖縄県の沖縄島北部及び西表島とともに世界自然遺産に登録されました。本県では、世界自然遺産の「顕著で普遍的な価値」を将来に継承していくために、希少種保護対策や外来種対策、持続的な観光管理などに取り組んでいます。